

# 申告が必要?必要ない? 確認用フローチャート(令和7年分)

## スタート

令和8年1月1日に湧水町に居住していましたか?

はい

いいえ

湧水町への町県民税の申告は不要です。  
1月1日に居住していた市町村へお尋ねください。

## 令和7年中に収入がありましたか?

いいえ

はい

収入なしまたは非課税所得のみ(遺族・障害年金、失業給付金など)

主に年金(遺族年金、障害年金は含まれない)

主に給与

主に事業(営業・農業)や不動産

湧水町に住む親族の税法上の扶養になっている

はい



いいえ



公的年金収入の額が400万円以下

いいえ

年金以外の所得がない

はい

はい

A

1ヵ所からの給与収入のみ

はい

年末調整している

はい

他の所得がない

はい

他に所得がない

はい

源泉徴収票に記載がない各種控除(扶養や医療費控除など)を追加したい

はい

年金以外の所得が20万円を超える

はい



いいえ



はい



いいえ



はい

B

はい

C

はい

A

はい

B

所得金額(収入-経費)が所得税の控除合計より大きい

はい

A

はい

B

★事業所等から「給与支払報告書」が湧水町へ提出されていない給与については、申告が必要です。

※ 町外に住む親族の税法上の扶養になっている場合 B

※ 町内の親族に扶養されている方でも以下に該当する場合、申告が必要な場合があります。

- ・国民健康保険税や保険料の軽減措置を受ける必要がある
- ・公的援助、補助を受ける
- ・各種申請等で所得(課税、非課税)証明書が必要 等

※ 年金以外の所得が、年末調整済みの給与のみで控除を追加しない場合は C

※ 2ヵ所以上から給与収入があり、主たる給与以外の給与収入の合計額が20万円を超える場合は A、超えない場合は C

※ 給与以外の収入があり、その収入から経費を差し引いた所得の合計金額が20万円を超える場合は A、超えない場合は B

## 判定結果

フローチャートは目安として参考にしてください。内容によって申告方法が異なる場合があります。

	所得税の確定申告が必要です。	所得税の確定申告書を提出すれば、町県民税の申告は不要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は、必ず記入してください。
	町県民税の申告が必要です。	申告により所得税の還付を受ける場合は、確定申告書の提出が必要です。確定申告をされた方については町県民税の申告は不要です。
	所得税の確定申告、町県民税の申告は必要ありません。	所得税の確定申告、町県民税の申告は必要ありません。